

改 定（令和8年4月1日以降適用）	現 行（令和6年4月1日以降適用）	備 考
<p style="text-align: center;"> <b>共通仕様書（I）</b>             （ 土木工事共通仕様書 ）            （ 土木工事共通特記仕様書 ）             令和 8 年度以降             令和 8 年 4 月 1 日以降適用   <b>岩手県県土整備部</b> </p>	<p style="text-align: center;"> <b>共通仕様書（I）</b>             （ 土木工事共通仕様書 ）            （ 土木工事共通特記仕様書 ）             令和 6 年度以降             令和 6 年 4 月 1 日以降適用   <b>岩手県県土整備部</b> </p>	<p>適用年の修正</p>

改 定（令和8年4月1日以降適用）	現 行（令和6年4月1日以降適用）	備 考
<p><b>1. 土木工事共通仕様書</b></p> <p><b>1-1-1-4 ワンデーレスポンス</b>  <b>1. ワンデーレスポンス</b>            監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。            ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p> <p><b>1-1-1-5 ウィークリースタンス</b>            監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。            ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p> <p><b>1-1-1-6 施工計画書</b>            （以降、項ずれ）</p> <p><b>1-1-1-21</b>  <b>4. 建設副産物</b>            受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。            また、受注者は、法令等に基づき、<b>工事現場において</b>再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>5. 受領書の交付</b>            受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p><b>6. 再生資源利用促進計画</b>            受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。            また、受注者は、法令等に基づき、<b>工事現場において</b>再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</b>            受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。            また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p><b>1. 土木工事共通仕様書</b></p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p><b>1-1-1-4 施工計画書</b></p> <p><b>1-1-1-19</b>  <b>4. 建設副産物</b>            受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。            また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>5. 再生資源利用計画</b>            受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。            また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>・国の改定に伴う改定</p>

改 定（令和8年4月1日以降適用）	現 行（令和6年4月1日以降適用）	備 考								
<p><b>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</b>  受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p><b>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</b>  受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p><b>10. 実施書の提出</b>  （以降、項ずれ）</p> <p><b>1-3-6-9 養生</b>  <b>2. 湿潤状態の保持</b>  受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<b>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。</b>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 1-3-3 を<b>目安</b>とする。</p> <p><b>2-2-3-4 アスファルト用再生骨材</b>  <b>表 2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。  〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めもよい。  〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	<p><b>6. 実施書の提出</b></p> <p><b>1-3-6-9 養生</b>  <b>2. 湿潤状態の保持</b>  受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて<b>適切に定めなければならない。</b>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 1-3-3を<b>標準</b>とする。  <b>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを利用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p><b>2-2-3-4 アスファルト用再生骨材</b>  （追加）</p>	<p>・国の改定に伴う改定</p>
項目	目標値									
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上									
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下									
骨材の微粒分量 %	5以下									

改 定 (令和8年4月1日以降適用)	現 行 (令和6年4月1日以降適用)	備 考																		
<p>〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。</p> <p>〔注5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p><b>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</b></p> <p><b>11. アスファルト安定処理の材料規格</b></p> <p>加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編 2-2-3-3 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）の表 2-2-10 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。</p> <p>また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材の表 2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表 2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。</p> <p><b>(削除)</b></p>	<p><b>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</b></p> <p><b>11. アスファルト安定処理の材料規格</b></p> <p>加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。</p> <p><b>表 3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>呼び名</th> <th>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水 浸 膨張比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラッシュラン 製鋼スラグ</td> <td>C S S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>単粒度製鋼スラグ</td> <td>S S</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。</p>	材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)	クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	<p>・国の改定に伴う改定</p>
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)															
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下															
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下															

改 定 (令和8年4月1日以降適用)	現 行 (令和6年4月1日以降適用)	備 考																												
(削除)	<p><b>表 3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1"> <tr> <td>旧アスファルト含有量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度 1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験は、JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	旧アスファルト含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上	圧裂係数MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	<p>・国の改定に伴う改定</p>																	
旧アスファルト含有量	%	3.8以上																												
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																												
	圧裂係数MPa/mm	1.70以下																												
骨材の微粒分量	%	5以下																												
(削除)	<p><b>表3-2-32(2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JISK5600-1<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JISK6833-1,2<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5600-1<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5600-1<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2, JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p> <p>[注2] 塗膜系床版防水層 (アスファルト加熱型) の<del>2%</del>は上表の品質による。</p>	項目	種類			試験方法	溶剤型	水性型	水性型	指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JISK5600-1 <sup>※1</sup>	不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JISK6833-1,2 <sup>※2</sup>	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1 <sup>※1</sup>	耐水性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1 <sup>※1</sup>	
項目	種類			試験方法																										
	溶剤型	水性型	水性型																											
指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JISK5600-1 <sup>※1</sup>																										
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JISK6833-1,2 <sup>※2</sup>																										
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1 <sup>※1</sup>																										
耐水性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1 <sup>※1</sup>																										
10-1-2 適用すべき諸基準 (削除)	<p>10-1-2 適用すべき諸基準</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p>																													

改 定（令和8年4月1日以降適用）	現 行（令和6年4月1日以降適用）	備 考
<p><b>11-2-13-1 ゴム防舷材</b></p> <p>5. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。</p> <p>(1) 静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性</p> <p>(2) 静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証</p> <p>(3) 物理特性試験 試験機と試験手法の JIS 規格適合性</p> <p>6. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>※国交省作成の別添「新旧対照表（国交省）」のうち、改定理由が「条文追加（文言の追加含む）」及び「削除（諸法令の改定にともなう条文削除を含む）」に該当する箇所のみ記載している。</p>	<p><b>11-2-13-1 ゴム防舷材</b> (追加)</p> <p>5. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>・国の改定に伴う改定</p>

改 定（令和8年4月1日以降適用）	現 行（令和6年4月1日以降適用）	備 考
<p><b>2. 土木工事共通特記仕様書</b></p> <p><b>1-1-5 建設副産物</b></p> <p>3. 受注者は、再生資源利用計画書及び、再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に、提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-13 デジタル工事写真の小黑板情報電子化</b></p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>詳細については、以下のホームページ「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」による。  <a href="https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020279.html">https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020279.html</a></p> <p><b>1-1-14 ウィークリースタンス等の推進</b></p> <p><b>1-1-15 設計図書の照査</b></p> <p>発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、工事請負契約における設計変更ガイドライン（岩手県県土整備部）によるものとする。</p> <p><b>1-1-16 施工計画書</b></p> <p>契約書第18条に基づく照査等の結果、（及び概算数量発注による）大幅な設計修正・施工計画提出の遅延が予想される場合、当該工種に関わる施工計画書の提出時期については、監督職員との協議によることができる。</p> <p><b>1-1-17 コリンズへの登録</b></p> <p>1. 技術者の従事期間は、工期（実工期）をもって登録するものとする。  （余裕期間を含まないことに留意するものとする。）</p> <p>2. 受注者はコリンズにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、監督職員から確認を受けるものとする。</p> <p>3. 「登録内容確認書」については、コリンズから発注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。</p>	<p><b>2. 土木工事共通特記仕様書</b></p> <p><b>1-1-5 建設副産物</b></p> <p>3. コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、建設発生土情報交換システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>（追加）</p> <p><b>1-1-13 ウィークリースタンス等の推進</b></p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>・国の改定に伴う改定</p>

改 定（令和8年4月1日以降適用）	現 行（令和6年4月1日以降適用）	備 考
<p><b>1-1-18 UAVを使用する際の安全面への配慮について</b>  受注者は、起工測量においてUAVを使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAVを使用すること。</p> <p><b>1-1-19 設計変更の手続き</b>  設計変更については、工事請負契約書別記第18条～第24条及び共通仕様書第1編1-1-1-17～1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（岩手県県土整備部）によるものとする。</p> <p><b>1-1-20 無人航空機を使用する際の情報流出防止策</b>  1. 無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務（※）に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。  ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。  イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。  （※）（1）カメラやセンサーから収集される情報の窃取や飛行記録データ（時間・場所）の窃取により、活動内容が推測されうること、公共の安全と秩序維持に関する業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある業務  （2）カメラやセンサーから収集される情報の窃取により、公共の安全と秩序維持等に支障が生じるおそれがある業務  例）・国民保護法の「生活関連等施設」の脆弱性に関する情報を収集する業務（点検等）  ・その他機密性の高い情報を取り扱う業務（詳細な3D地図の作成のための測量業務等）  （3）人命に直結する業務であって、無人航空機の適時適切な飛行が妨げられる（例：無人航空機が突然動かなくなる）ことで、その遂行に支障が生じるおそれがある業務  例）・救難、救命等の緊急対応業務等  2. 前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。</p>	<p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>・国の改定に伴う改定</p>